

○奈良県警察官の服制に関する訓令（平成2年12月5日本部訓令第17号）

〔沿革〕 平成3年2月本部訓令第3号、12月第21号、4年5月第15号、8月第24号、7年4月第15号、8年10月第16号、9年8月第12号、10年9月第15号、11月第17号、13年3月第3号、8月第13号、12月第21号、14年2月第5号、9月第19号、15年5月第10号、16年3月第9号、22年5月第11号、23年2月第1号、25年3月第8号、26年2月第7号、3月第10号、27年3月第5号、6月第8号、28年2月第3号、9月第19号、29年3月第4号、30年3月第3号、第7号、令和元年6月第16号、3年3月第9号、4年3月第4号、第6号、5年3月第6号改正

奈良県警察官の服制及び服装に関する訓令（昭和44年12月奈良県警察本部訓令第13号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）その他別に定めのあるもののほか、奈良県警察官（以下「警察官」という。）の服制に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 制服 冬服、合服及び夏服をいう。
- (2) 制帽 冬帽子、合帽子及び夏帽子をいう。
- (3) 制服用ワイシャツ 冬ワイシャツ及び合ワイシャツをいう。
- (4) 制服用ネクタイ 冬ネクタイ及び合ネクタイをいう。
- (5) 活動服 冬活動服及び合活動服をいう。
- (6) 活動帽 冬活動帽子、合活動帽子及び夏活動帽子をいう。
- (7) 活動ネクタイ 冬活動ネクタイ及び合活動ネクタイをいう。
- (8) 特殊の被服等 警察官の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号。以下「細則」という。）第3条の規定に基づき定める特殊の被服及び装備品で、別表第1から別表第3までに掲げるものをいう。

（制式等）

第3条 規則、細則等に定められたものを除き、警察官の被服及び装備品の色、地質又は材質及び制式（特殊の被服等を含む。）は、別表第1から別表第3までに定めるところとする。

（着用期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる被服の着用期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。ただし、警察本部長は、気象状況その他の事情により必要があるときは、これを変更することができる。

冬服、冬活動服、冬帽子、冬活動帽子、冬ワイシャツ、冬ネクタイ及び冬活動ネクタイ	12月1日から翌年3月31日まで
合服、合活動服、合帽子、合活動帽子、合ワイシャツ、合ネクタイ及び合活動ネクタイ	4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで
夏服、夏帽子及び夏活動帽子	6月1日から9月30日まで

2 特殊の被服等の中で冬服、合服及び夏服の定めがあるものの着用期間については、前項の規定を準用する。

（服装等）

第5条 警察官は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、制服用ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、並びに帯革、手錠、階級章及び識別章を着装しなければならない。ただし、第7条から第24条までに規定する場合は、この限りでない。

2 警察官は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）に定めるところにより、拳銃及び警棒を着装しなければならない。

（防寒服等の着用）

第6条 警察官の防寒服は、規則別表に定める防寒服第1種とする。ただし、次条の規定に基づき活動服を着用するときは、同表に定める防寒服第2種を着用することができる。

2 男性警察官の雨衣は、規則別表に定める雨衣第1種、女性警察官の雨衣は、同表に定める雨衣第1種及び第2種とし、色はそれぞれ紺色又は白色とする。

3 防寒服（第1種に限る。以下この項において同じ。）又は雨衣を着用する場合で、所属長が必要と認めたときは、帯革を防寒服又は雨衣の上に装着することができる。

（活動服等の着用）

第7条 警察官は、次の各号に掲げる業務のいずれかに従事する場合には、制服（夏服を除く。）、制帽又は制服ネクタイに代えて活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することができる。

- (1) 宿日直勤務
- (2) 留置業務
- (3) 地域警察勤務

- (4) 警察用車両に乗車し、又は警察用航空機に搭乗しての勤務
- (5) 搜索
- (6) 鑑識のための作業
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査
- (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務
- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施
- (10) 災害警備実施
- (11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務

(上衣の省略等)

第8条 警察官は、制服用ワイシャツを着用しているときは、状況により制服上衣（夏服上衣を除く。）又は活動服を着用しないことができる。

2 警察官は、細則第1条第2項に定めるところにより、冬服又は合服の着用期間であつて、次の各号のいずれかに該当する場合は、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。

- (1) 制服上衣又は活動服を着用して勤務するとき。
- (2) 室内で勤務するとき（交番、駐在所等で公衆の面前において勤務するときを除く。）。

(服装等の一部省略)

第9条 警察官は、細則第2条第1項及び第2項に定めるところにより制帽又は活動帽を着用せず、及び帯革又は手錠を着装しないことができる。

2 警察官は、細則第2条第3項に定めるところにより、拳銃又は警棒を着装しないときは帯革本体から拳銃用調整具及び拳銃入れ又は警棒つりを取り外すものとする。

3 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、識別章を着装しないことができる。

- (1) 名札を着用しているとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 治安警備実施に従事するとき。

4 警察官は、暴力団の事務所を搜索する場合であつて識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合その他の識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができる。

(警察官の礼装)

第10条 警察官の礼装については、別に定める。

（警備実施等の場合の特殊の被服等）

第11条 警備実施、非常災害時等の警察活動に従事する警察官は、所属長が必要と認めたときは、活動服を着用することができるほか、第5条に定める服装に代えて、警備出動に従事する警察官等の服制（平成27年警察庁告示第2号）に定める出動服、略帽、出動服ベルト、ヘルメット及び別表第1に定める編上靴を着用することができる。

2 機動隊の隊長及び副隊長は、出動服を着用する場合は、出動服用階級標識の上部に、別表第2に定める隊長章又は副隊長章を着装するものとする。

（航空隊員の特殊の被服等）

第12条 警備課警察航空隊（次項において「航空隊」という。）に勤務する警察官は、別表第1に定める航空服、航空帽及び航空靴を着用するものとする。

2 航空隊に勤務する警察官は、別表第1に定めるところにより航空服上衣の右胸に階級標識、左胸に航空隊記章、右上腕部に航空隊員章を着装するものとする。

（交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員の特殊の被服等）

第13条 交通機動隊及び高速道路交通警察隊に勤務する警察官（以下「交通機動隊員等」という。）は、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成2年警察庁告示第1号）に定める交通乗車服（冬服、防寒服、合服及び夏服をいう。）、ワイシャツ、ネクタイ並びに別表第1に定める乗車用ヘルメット及び乗車靴を着用し、階級章、識別章並びに同表に定める白色警笛つりひも、交通乗車服記章及び白色帯革を着装するものとする。

2 交通取締用自動二輪車に乗車する場合は、前項のほか、別表第1に定める交通乗車用マフラー、乗車用手袋又は防寒手袋を着用し、乗車カバンを携行するものとする。

3 交通機動隊員等は、夏服を着用する場合及び交通乗車用マフラーを着装する場合は、ワイシャツ及びネクタイを着用しないことができる。

4 交通機動隊員等は、交通取締用自動二輪車以外の交通取締用自動車による警察活動に従事する場合及び高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）に規定する高速自動車国道及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に規定する自動車専用道路をいう。）以外の場所において活動する場合は、制帽又は別に定める乗車活動帽を着用することができる。

5 交通機動隊に勤務する女性警察官は、各種行事等で交通取締用自動二輪車に乗車する場合には、別に定める儀礼用乗車服を着用することができる。

（交通機動隊員等以外の交通警察官の特殊の被服等）

第14条 交通機動隊員等以外の交通警察官は、別表第1に定める白色帽子覆い、白色警笛つりひも及び白色帯革を着装するものとする。ただし、所属長が必要と認めたとき

は、これに加えて同表に定める白色ズボン裾覆い及び交通腕章を着装することができる。

（夜間における警察官の特殊の被服等）

第15条 警察官は、夜間において、交通事故現場における事故処理、交通指導取締り及び検問等に従事する場合は、別表第1に定める夜光コート又は夜光チョッキを着用し、白色帽子覆い、白色ズボン裾覆い及び白色帯革を着装することができる。

（捜査第一課において検視業務に従事する者の特殊の被服等）

第15条の2 捜査第一課において検視業務に従事する警察官は、犯罪現場等において検視業務に従事する場合は、別表第1に定める検視帽及び検視作業服を着用し、並びに左上腕部に検視腕章を着装するものとする。ただし、捜査活動上支障があると認められるときを除く。

（鑑識課員等の特殊の被服等）

第16条 鑑識課、科学捜査研究所及び交通指導課交通鑑識係並びに警察署鑑識係に勤務する警察官は、犯罪現場において鑑識活動に従事する場合は、別表第1に定める鑑識帽及び鑑識作業服を着用するものとする。ただし、捜査活動上支障があると認められるときを除く。

（機動捜査隊員の腕章の着装）

第17条 機動捜査隊に勤務する警察官は、犯罪現場に臨場するときその他必要があると認めるときは、左上腕部に別表第1に定める機動捜査隊員腕章を着装するものとする。

2 機動捜査隊員腕章の着装についての必要な事項は、機動捜査隊の隊長が定める。

（機動隊員の腕章の着装）

第18条 機動隊に勤務する警察官は、左上腕部に別表第1に定める機動隊員腕章を常時着装するものとする。

（自動車警ら隊員の腕章の着装）

第19条 地域課自動車警ら隊に勤務する警察官は、左上腕部に別表第1に定める自動車警ら隊員腕章を常時着装するものとする。

（鉄道警察隊員の標章等の着装）

第20条 地域課鉄道警察隊に勤務する警察官は、別表第1に定める鉄道警察隊員標章を制服の左襟に、鉄道警察隊員腕章を左上腕部に常時着装するものとする。

（署長章等の着装）

第21条 警察署長、副署長、次長又は分庁舎所長は、制服上衣の右胸に別表第3に定める署長章、副署長章、次長章又は分庁舎所長章を着装するものとする。

（音楽隊員の服制）

第22条 編成された場合の奈良県警察音楽隊の隊員である警察官の服制については、別に定める。

(特殊警棒の携帯)

第23条 警察官は、所属長が特に必要と認めた場合は、警棒に代えて別表第1に定める特殊警棒を携帯することができる。

(私服の着用)

第24条 警察官のうち、次の各号に掲げるものは、別に定めがある場合を除き、勤務中私服を着用することができる。ただし、第2号又は第3号に掲げる者のうち、所属長が特に必要があると認めて制服の着用を命じたものについては、この限りでない。

(1) 警察本部長、各部長、首席監察官及び各参事官

(2) 警察本部に置く次の所属又は係に勤務する者

ア 警務部内各所属

イ 生活安全企画課、人身安全対策課、地域課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課

ウ 刑事部各所属

エ 交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課（試験第一係及び試験第二係を除く。）

オ 公安課、外事課及び警備課

(3) 警察署の生活安全課、刑事課（奈良警察署、天理警察署及び橿原警察署にあっては、刑事第一課及び刑事第二課）及び警備課に勤務する者

2 所属長は、特に必要があると認めたときは、前項各号に掲げる者以外の警察官に、私服を着用させて勤務させることができる。

(例外規定)

第25条 所属長は、この訓令に定める服装と異なる服装をさせる必要がある場合は、警察本部長の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成2年12月5日から施行し、第11条並びに別表第1交通機動隊員の特殊の服制の款及び高速道路交通警察隊員の特殊の服制の款の規定は、平成2年11月1日から適用する。

(奈良県警察交通巡視員の服制及び服装に関する訓令の一部改正について)

2 奈良県警察交通巡視員の服制及び服装に関する訓令（昭和46年1月奈良県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(奈良県警察官けん銃警棒等使用および取扱いに関する訓令の一部改正について)

- 3 奈良県警察官けん銃警棒等使用および取扱いに関する訓令（昭和41年2月奈良県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 （平成3年2月28日本部訓令第3号）

この訓令は、平成3年3月4日から施行する。

附 則 （平成3年12月26日本部訓令第21号）

この訓令は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 （平成4年5月18日本部訓令第15号）

この訓令は、平成4年5月18日から施行し、平成4年3月13日から適用する。

附 則 （平成4年8月4日本部訓令第24号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成4年7月20日から適用する。

附 則 （平成7年4月28日本部訓令第15号）

この訓令は、平成7年4月28日から施行する。

附 則 （平成8年10月17日本部訓令第16号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成8年10月17日から施行し、改正後の第24条第1項第1号の規定は、平成8年3月22日から適用する。

附 則 （平成9年8月28日本部訓令第12号）

この訓令は、平成9年8月28日から施行する。

附 則 （平成10年9月30日本部訓令第15号）

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 （平成10年11月27日本部訓令第17号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 （平成13年3月22日本部訓令第3号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成13年8月1日本部訓令第13号）

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 （平成13年12月12日本部訓令第21号）

この訓令は、平成13年12月12日から施行する。

附 則 （平成14年2月20日本部訓令第5号）

この訓令は、平成14年 2 月22日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成14年 9 月27日本部訓令第19号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成14年10月 1 日から施行する。

2 奈良県警察交通巡視員手帳の取扱いに関する訓令（昭和46年 1 月奈良県警察本部訓令第 2 号）は廃止する。

附 則 （平成15年 5 月30日本部訓令第10号）

この訓令は、平成15年 6 月 1 日から施行する。

附 則 （平成16年 3 月31日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成22年 5 月11日本部訓令第11号）

この訓令は、平成22年 5 月11日から施行する。

附 則 （平成23年 2 月15日本部訓令第 1 号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年 2 月22日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成25年 3 月15日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成25年 3 月15日から施行する。

附 則 （平成26年 2 月24日本部訓令第 7 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年 3 月 4 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （平成26年 3 月19日本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年 3 月27日から施行する。

附 則 （平成27年 3 月19日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成27年 6 月 2 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成27年 6 月 9 日から施行する。

附 則 （平成28年 2 月19日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成28年 2 月26日から施行する。

附 則 （平成28年 9 月26日本部訓令第19号）

この訓令は、平成28年10月 1 日から施行する。

附 則 （平成29年 3 月15日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成29年 3 月24日から施行する。

附 則 （平成30年 3 月14日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成30年 3 月23日から施行する。

附 則 （平成30年 3 月29日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和元年 6 月17日本部訓令第16号）

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 3 月23日本部訓令第 9 号）

この訓令は、令和 3 年 3 月26日から施行する。

附 則 （令和 4 年 3 月14日本部訓令第 4 号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、令和 4 年 3 月15日から施行する。

附 則 （令和 4 年 3 月24日本部訓令第 6 号）

この訓令は、令和 4 年 3 月25日から施行する。

附 則 （令和 5 年 3 月14日本部訓令第 6 号）

この訓令は、令和 5 年 3 月28日から施行する。

（別表省略）